

【参加費現金・チケット現金】の返金について(案内)

※事業課「緊急事態宣言発令に伴うチケット等の払い戻しについて」を一部抜粋しています。

1. 返金請求書の提出について

必要事項をご記入のうえ、領収書またはチケットとあわせて事業開催館へご提出ください。

(1)提出方法

●来館の場合

事業開催館の窓口までお持ちください。なお、受付時間や休館日などは事業開催館にてご確認ください。

●郵送の場合

領収書またはチケットと返金請求書を同封の上、事業開催館までご郵送ください。大変申し訳ございませんが、送料はお客様のご負担となります。

2. 返金について

(1)返金方法

●来館にて返金希望

事業開催館の窓口までご来館ください。なお、受付時間や休館日などは事業開催館にてご確認をお願いいたします。

●銀行振込にて返金希望

(公財)さいたま市文化振興事業団から返金請求書に記載されている口座にお振り込みいたします。なお、振込手数料は当事業団で負担いたします。

(2)払い戻し日について

①返金請求書を来館でご提出 ⇒ 来館で返金を受け取られる方
返金請求書のご提出時にその場でご返金致します。

②返金請求書を来館でご提出 ⇒ 振込で返金を受け取られる方
返金請求書のご提出から起算して1か月以内にご指定の口座にお振り込みいたします。

③返金請求書を郵送でご提出 ⇒ 来館で返金を受け取られる方
返金請求書の郵便消印から起算して20日後以降にご提出した施設に来館していただき返金となります。

④返金請求書を郵送でご提出 ⇒ 振込で返金を受け取られる方
返金請求書の郵便消印から起算して1か月以内にご指定の口座にお振り込みいたします。